

青森県報

号外第七十四号

平成二十二年
九月二十二日
(水曜日)

目次

組 柯 敬 誠

住居生活環境部への組柯懇談会……… (冊 察 叻) …… 1

組 柯 敬 誠

住民監査請求に係る監査結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年9月22日

青森県監査委員 泉 山 哲 章
同 元 木 篤 子

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求書の提出

平成22年6月29日

第2 請求人

弘前市民オンズバートン

第3 請求の内容

(なるべく措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号は一部変更し、誤字等は修正した。ただし、重複記載されている部分及び事実証明書は省略した。)

1 請求の趣旨

平成20年度に青森県が青森県議会議員に対し交付した議員一人当たり年額372万円の青森県政務調査費について、以下に述べるとおり青森県政務調査費の交付に関する条例ならびに青森県政務調査費の交付に関する規程に定める用途基準を逸脱する支出があるので、青森県知事に対し、本件用途基準に合致しない支出について各議員らに返還を求めると及び今後も同様の用途基準を逸脱した支出計上を未然に防止するため、「政務調査費事務マニュアル」改正等の措置を講ずるよう勧告することを求める。

2 請求の原因

(1) 青森県政務調査費の交付に関する条例と用途基準

青森県政務調査費は、青森県政務調査費の交付に関する条例(平成13年3月26日青森県条例第45号 以下、「条例」という)に基づき、「青森県議会の議員(以下「議員」という。)の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し」(条例第1条)月額31万円が交付されている。

青森県政務調査費(以下、「政務調査費」という)は前記のとおり議員の「調査研究に資するため必要な経費の一部として」交付されるものであり、その用途は「政務調査費を別に定める用途基準に従い、使用しなければならない。」(条例第7条)と限定され、条例第10条においては議長に調査権が付与され、条例第11条においては「知事は、議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員がその年度において行った政務調査費による支出(第7条に規定する用途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずるものとする。」として、知事に対し返還請求権を義務付け

ている。この場合残余とは、政務調査費として交付を受けた議員において、使わなかったために生じた残余だけをいうのではなく、前記第7条に規定された使途基準に合致しない支出があった場合にはその支出額に相当する額を含むものである。したがって、各議員から提出された収支報告書ならびに添付された領収書やその他の証拠によって、それら支出が真実政務調査費としての使途基準に合致したものであることを裏付けられない場合は勿論のこと、真に使途基準に合致したものであると客観的に検証できない支出である場合には、その分について県知事は当然の如く議員に対し返還請求権を行使しなければならぬものである。

なお、前記使途基準について、青森県政務調査費の交付に関する規程第2条においては「条例第7条の使途基準は、別表のとおりとする。」とされている。

ところで、青森県議会は、使途の透明性を求める県民世論にも後押しされ、平成20年12月に「政務調査費事務マニュアル（第1次改訂）」（以下、「マニュアル」という）を策定し、同年度分の政務調査費事務から適用することとした。

しかし、たとえばマニュアルにおいて「議員の調査研究活動に係る使途の基準は、規程第2条別表で定めるところですが、広範にわたる全ての使途を詳細に定めることは困難であるため、政務調査費の充当が可能なものについて、具体的な考え方や想定される例として次のとおり定めています。なお、活動の例は参考として掲げたものであり、これらに類するものは当然に含まれます。」（マニュアル3頁 使途基準 1 項目別使途基準の内容）としているところではあるが、しかし、マニュアルにおける運用の考え方や例示が「参考」とされるものであったとしても、法や条例、規程で定められた範囲を超える考え方や想定される例が挙げられていた場合には、それらは前記使途基準に合致してはいえず、当然のごとく無効となる。

青森県議会が策定し、運用を開始した前記マニュアルにおいて、例えば「国・県・関係団体への要請活動」について、調査研究費支出としての使途に合致すると例示している。しかし、「国・県・関係団体への要請活動」は政策や要望を実現するために行われるものであり、議員においては調査研究活動というよりもむしろ一般的な議員活動として評価されるべきで、したがって前記のような要請行動に係る費用については議員報酬によって賄われるべ

きである。政務調査費が議員の「調査研究に資するため必要な経費の一部として」交付されるものであり、調査研究費が「議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費」（規程第2条別表）と定められていることに鑑みれば、マニュアルにおける前記例示は使途基準に合致しているとはいえず、議会が「国・県・関係団体への要請活動」を政務調査活動として位置づけ、その活動の費用全額に政務調査費を充当できるとの判断を行ったことは明らかに妥当性を欠き、裁量権を濫用したもので、誤りである。

同様に、マニュアルは「県が主催する大会・式典等への出席」についても使途基準に合致する活動事例として挙げてはいるが、そのような集会に単に出席することをもって、その経費に政務調査費を充当することが本件使途基準に合致するものと判断できないことも明らかである。

以上の他、本件使途基準に明らかに合致しない支出であることが一見して明らかなる場合は勿論のこと、領収書が示されていたとしても、その領収書が真正の債権者が発行したものでない場合や、議員自身と直接の利害関係のある法人等から発行されたものである場合については当該法人等への資金提供が疑われ、真正の債権者から領収書を得られなかったことについて特段の事情が説明されない場合は使途基準に合致した支出とはいえないことになる。

また、「知事は、議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員がその年度において行った政務調査費による支出（第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずるものとする。」（条例第11条）としているのであるから、当該年度以外の政務調査活動にかかる債務に対する支出や当該年度に発生した債務ではあっても、当該年度を越えて為した支出を当該年度の支出として計上した場合には使途基準に合致した支出であるといえないこととなる。

この点についてマニュアル「参考（具体例）による政務調査費の充当の可否」（12頁 例2）において、公共料金等について「請求がなければ、支払は発生しないので、支出した月の属する年度で整理します。」としてはいいるが、前記条例11条の趣旨に鑑みれば、マニュアルにおけるこのような拡大解釈は容認されるべきではない（例えば選挙によって当選し新たに議員になった場

合に、議員に当選する以前に発生した債務に、議員になったからといって政務調査費の交付を受けて後、政務調査費を充当できないことは明らかであることに鑑みれば、当該マニュアルの考え方が間違っていることはより明瞭となる。)

各議員による平成20年度政務調査費のうち、調査研究費、資料購入費等に係る収支報告書並びに添付書類によれば次に述べるとおり用途基準に合致しない支出の計上が見られた。

(2) 個別各議員らによる本件用途基準に合致しない支出

山内和夫議員

ア 調査研究費

平成20年8月3日ガソリン代5875円については「事業名、用途及び内容」欄に「大島国会議員との県政要望」と記載されている。

同様に、平成20年4月10日に支出されているタクシー代2件、同11日に計上されているタクシー代1件については「道路行政要望」と記載されているところ、当該青森・東京間の新幹線往復旅費については「道路行政に関する調査交通費」との記載があるが、本来目的は「道路行政要望」と推量される。当該旅費合計3万5160円。

なお、本件旅行はその目的が「道路行政」に係るものであると説明しながら「国土交通省(鉄道局)」とその訪問先と思われる記載がある。整合性がない。

同様に、「道路特定財源要望に関する交通費 自民党国会議員、国土交通省道路局」と説明される支出3万1100円(平成20年4月15日)とこの旅行に付随してタクシー代3件の計3860円。

「並行在来線について津島衆議院議員に要望」(平成20年11月15日)にかかると県営駐車場の駐車料410円。

「国会議員要望」(平成21年2月25日)にかかるとJR東日本に対する支出3万1100円。

以上の支出は一般的な議員活動に関わる支出と評価すべきであり、本件用途基準に合致しない支出である。

成田一憲議員

ア 調査研究費

(ア) 調査研究費に計上しているガソリン代は合計73万3125円で、この計上

額の計算根拠は1km走行当たり25円を乗じたものとされている。計上金額を25円で割ると、その総計延べキロ数は2万9325kmとなり、計上した日数225日で割ると、1日当たり平均130.3kmにも及ぶ走行をしたこととなる。加えて、次に挙げるとおり、ガソリン代支出が計上されているその日に、東京におけるタクシー代支出等が計上されており、極めて不自然さがある。

平成20年5月22日(林業振興調査/青森120km)については同月21日にJR東日本による東京までのJR切符代が、同月22日には東京において2件のタクシー代が支出されている。

平成20年5月25日(農産物流通調査/東京120km)並びに同月26日(県産材活用調査、物産販売調査/青森120km)については、同月24日にJR切符代、26日に青森市におけるタクシー代が支出されている。

平成20年9月17日(農産物需要拡大調査/青森120km)については東京でのタクシー代3件と昼食費が計上されている。

同10月31日(中小企業融資及び活性化調査/青森120km)については、同日にJR切符代3万1100円、東京でのタクシー代2件3400円、駅ビルラビスタ駐車料3520円が計上されている。

同11月6日(農産物価格現地調査/青森120km)については、同月5日にJR切符代3万1100円、同月6日に東京でのタクシー代2件、1510円が計上されている。

同12月12日(農産物販売促進調査/青森120km)については、同日にJR切符代3万1100円と東京でのタクシー代3050円が計上されている。

同月19日(県産品販売促進調査/青森60km)については前日18日にはニコニコタクシー(大阪)1440円が計上され、同日に蓬田観光タクシー1090円が計上されている。

(イ) また、6月26日並びに27日のガソリン代支出計3000円については「林野庁要望及び国会議員との意見交換」と説明され要望活動のためガソリン代支出を行ったとする記載がある。そうすると、林野庁に赴いたとする東京間の交通費、タクシー代、宿泊費の計4万1490円についても用途基準に合致しない支出というべきである。

イ 資料購入費

平成20年6月17日の支出に「青森県職員録」の購入費3000円を計上して

いる。しかしこれは、同職員録3冊分の購入費である。同議員が3冊買う必要があったのか不明であり、2冊分は使途基準に合致しない支出といふべきである。地方財政法4条1項が「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」としていること、地方自治法が「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」(2条14項)に鑑みればなお、無駄な支出である。

菊池健治議員

ア 調査研究費

「県大規模観光キャンペーン出席」(平成20年5月9日 5500円)、「新幹線建設促進期成会」(平成20年5月12日 5500円)、「あおもり食育県民大会」(平成20年6月29日 7500円)、「下北総合期成同盟会県に要望」(平成20年7月15日 5500円)、「下北総合期成同盟会県に要望書提出」(平成20年10月10日 5500円)、「下北来さまいフェスタ2008出席」(平成20年10月18日 5500円)、「大湊総監部式典」(平成20年11月1日 625円)、「商工会 こだわりの・いいもの再発見」(平成20年12月7日 5500円)、「食の祭典」(平成21年1月31日 500円)については一般的な議員活動と評価すべきでありこれら支出は使途基準に合致しない。

イ 資料購入費

新聞購読料に係る領収書がむつ観光ホテル(株)によって発行されている。真正の債権者でないことは容易に推認される。が、真正の債権者からの領収書が入手できなかったという特段の事情も窺えない。

同様に事務所費並びに事務費に計上されている電話・FAX回線使用料支出についても支出先がむつ観光ホテル(株)で、月々の支出額が異なるが、按分されているという事情も窺えない。

これら支出は、むつ観光ホテル(株)が契約をしている支出について単に肩代わりして支出していると疑われる。使途基準に合致していないといふべきである。

田中順造議員

ア 調査研究費

ガソリン代支出のうち、平成20年4月18日には「農業問題に対する要望

として3750円が計上されている。

領収書等の貼付用紙によれば、平成20年4月14日付けの支出JR料金30800円について「道路特定財源堅持を求める要望活動について暫定税率維持のため、税制改正法案を早急に再議決するよう要請活動をしてきました。」と説明されている。これら要請活動に伴うタクシー代3件3660円との合計3万4460円は使途基準に合致しない支出である。

西谷別議員

ア 調査研究費

領収書等の写し貼付用紙によれば、平成20年4月17日に計上している運賃/料金支出45900円並びにホテル代12700円、タクシー代2060円、バス代1000円について、「特定道路財源についての要望」と説明をしている。同日支出計上しているモノール代470円を含むこれら支出合計6万2130円は使途基準に合致しない支出である。

また、同年5月27日、28日に計上している交通費等は、支出証明書によれば「津軽地域農業振興施策の要望、青森県日本海沿岸の防衛強化の要望」とされているところ、モノール代2件計940円、JAL4万9400円、宿泊代1万7237円、タクシー代1520円、5月28日のバス代1000円、合計7万0097円は使途基準に合致しない。

同様に、同年6月9日の支出については「国会議員への要請」とだけ説明し、東京でのJR料金680円その他、航空券代等5万3450円が計上されている。合計5万4130円は使途基準に合致しない支出である。

同年12月12日には「高度救命センター設立への要望」と説明書きのある東京モノール料金600円が計上されている。当該旅行に係る航空券等の旅費支出6万0140円その他、上野の森美術館入場料等3900円を含む合計6万4640円は使途基準に合致しない支出である。

高樋憲議員

ア 調査研究費

領収書等の写し貼付用紙に「国会議員への要望」と説明書きのある航空券代3万0200円(平成20年4月13日)、JR切符代1万7330円(平成20年4月16日)、宿泊費2万2400円(平成20年4月18日)の合計6万9930円は使途基準に合致しない。

阿部広悦議員

ア 調査研究費

領収書等の写し貼付用紙に「国に対する要請活動(20.4.7東京都)」と説明書きのあるJR切符代3万1100円、「認証済」印のある青森空港有料道路料金200円、タクシー代金5件分5350円、宿泊費1万7525円並びに平成20年4月8日付青森空港駐車場料金800円、合計5万4975円については使途基準に合致しない支出である。

なお、前記のとおり、阿部議員は東京への交通手段にJRを選択し、その費用を計上しているが、そうであれば発生するはずのない青森空港駐車場料金等支出が計上されているなど、極めて不自然な支出がなされている。

イ 資料購入費

成田本店による領収書について、「唐詩選」他、(平成20年6月4日1890円)、「ローマ物語」1~15号、ローマ亡き後の地中海世界上・下(平成21年3月30日5万820円)並びにT S U T A Y Aによる領収書、「唐詩新選」他(平成20年12月19日2174円)については、青森県政との関わりが不明であるところ、使途基準に合致しないといふべきである。

長尾忠行議員

ア 調査研究費

「道路特定財源調査」と説明している支出は、旅行の日程、行き先等から、他の複数の同僚議員が参加した道路特定財源の復活を求めたことを目的とした旅行であると推量される。そうすると、当該旅行に支出した費用計5万9420円は本件使途基準に合致しない支出である。

中村弘議員

ア 調査研究費

ガソリン代として計上している支出のうち、「青森保健大学講演」(平成20年6月2日青森市)2300円は他の同僚議員の支出目的によれば式典への出席であり、「安倍晋三講演」(同日弘前市)6000円は自身が所属する政党の幹部による演説を聞くための政党活動への支出である。「交通安全青森県民大会」(平成20年10月30日青森市)2100円は単に大会に参加した交通費であり、「国会議員、大臣への県行政要望」(平成20年11月5日青森市)2000円、「国会議員への陳情。行政調査」(平成20年12月21日2100円、平成21年1月24日2100円)について、「行政調査」分を除く支出については使途基準に合致しない支出である。

イ 資料購入費

平成21年3月16日付け領収書は有限会社黒石舗装が発行した領収書で支出を裏付けようとする。しかし、「週刊ダイヤモンド」「日経ビジネス」について、当該領収書発行元は真正の債権者でないことは容易に窺われる。当該領収書発行元が購読契約している誌代を肩代わりして支出したと疑われる。なお、「2年契約のため」と説明しているが、だからと言って真正の債権者からの領収書が示せないという理由にはならないはずである。使途基準に合致しない支出である。

大見光男議員

ア 調査研究費

「道路特定財源大会調査」を目的として、平成20年4月17日付けで東日本フエリー(往復(券売機)函館)に対する2960円の支出が計上され、翌18日付けによる宿泊費支出6000円が4月17日付けで計上されている(宿泊費領収書は2名分である。)が、同17日には東京におけるタクシー代2件分の支出が計上されている。極めて不自然な支出である。青森~東京間の交通費の計上はされおらず、議員以外による支出が計上されている可能性がある。

なお、「道路特定財源大会」は東京において開催されていた。

中谷純逸議員

ア 調査研究費

「新幹線建設促進期成会」(平成20年5月12日2500円)に参加した日にはホテル青森への宿泊費8400円が計上されているが、同日付でサンシャイン(東京)宿泊費1万2700円の計上も確認される。青森~東京間の交通費の計上はされていない。極めて不自然な支出であり、議員以外による支出が計上されている可能性がある。

工藤兼光議員

ア 調査研究費

「20年度政務調査費に係る収支報告書」の調査研究費欄には委託費の他「国会議員要請活動(3件)143580」との記載がある。それら「要請」への支出14万3580円は本件使途基準に合致しない。

相川正光議員

ア 調査研究費

ガソリン代支出として計上されているうち、「新幹線建設促進期成」(平成20年5月12日 2000円)、「津軽横断道路建設促進」(平成20年6月30日 250円)については、政策実現のための集會参加のための費用支出と解される。また、「町陳情同席」(平成20年6月26日 2000円)、「鶴田町要望活動同席」(平成20年10月5日 2000円)についても同様に、一般的な議員活動と評価すべきである。これら支出に政務調査費を充当することは使途基準に合致した支出ではない。

また、「県立保健大学式典」(平成20年6月2日 2250円、同7月28日 オリエントコーポレーション300円)、「県戦没者追悼式」(平成20年8月26日 2000円、同10月27日 オリエントコーポレーション450円)、「県山川海感謝祭」(平成20年10月5日 1000円)については県が主催する集會であることが窺われるが、しかし、それら集會に参加し、その費用の全額に政務調査費を充当することは前記のとおり、使途基準に合致してはいえない。

イ 資料購入費

平成20年6月23日の支出に「青森県職員録」の購入費2000円を計上している。しかしこれは、同職員録2冊分の購入費である。同議員が2冊買う必要があったのか不明であり、1冊分は使途基準に合致しない支出といべきである。

また、日本教育新聞購読料について、平成20年6月24日に支出計上されているが、この購読料に係る購読期間は平成20年6月から平成21年5月までと説明されているところ、平成21年4月、5月の2箇月分については本件政務調査費の期間外に係るものである。5250円は使途基準に合致しない支出といべきである。株式会社福祉新聞社への新聞購読料支出についても「新聞購読料(21.4~9月)までの期間1575円×6ヶ月」と説明されている。そうすると、当該支出は本件政務調査費の期間外にかかる支出である。

熊谷雄一議員

ア 資料購入費

平成20年6月23日の支出に「青森県職員録」の購入費2000円を計上している。しかしこれは、同職員録2冊分の購入費である。同議員が2冊買う必要があったのか不明であり、1冊分は使途基準に合致しない支出とい

べきである。

岡元行人議員

ア 調査研究費・人件費

「新幹線促進期成会」(平成20年5月12日)出席は、調査研究活動という以上に一般的な議員活動といふべきである。計上しているガソリン代支出2750円並びに当該活動に伴う「補助職員人件費 運転手」支出1万円は使途基準に合致しない支出である。

三橋一三議員

ア 調査研究費

「道路特定財源国会要請」との説明がされ、ガソリン代1550円、モノレール代470円の支出が計上されている(平成20年4月17日)。当該旅行に係るその他の旅費は航空機運賃など7万0630円が計上されている。合計7万1100円は使途基準に合致しない支出である。

同様に、「新幹線建設促進期成会」へのガソリン代支出3200円(平成20年5月12日)、「農林防衛国会要請」(平成20年5月27日、28日)と説明される交通費、宿泊費支出計4万6715円については使途基準に合致しない支出である。

イ 資料購入費

「石井康治遺作集」(平成20年8月22日 1万円)、「フェルメール画集」(平成20年11月6日 3360円)、「津軽百年食堂等」(平成21年3月16日 8430円)については、県政との関わりが不明であるところ、使途基準に合致しない支出である。

丸井裕議員

ア 調査研究費

「道路特定財源を求める国会議員への陳情要望」と説明される旅費、宿泊費合計7万4815円(平成20年4月16日~18日)、「青森県新幹線促進期成会」参加に係るガソリン代3925円(平成20年5月12日)、「信号機設置について知事への陳情」に係るガソリン代3900円(平成20年5月19日)、「戦没者追悼式」出席のためのガソリン代3900円(平成20年8月26日)については前記のとおり、使途基準に合致しない支出である。

イ 資料購入費

「地方議員あいさつ例文集」(平成20年10月30日 3570円)の購入が政

務調査活動にどのような関わりをもつのか、一般的な議員活動としては必要なものであることは否定しないが、本件用途基準に合致した支出といえないことは明らかである。

小松山吉紀議員

ア 調査研究費

「宮農大大学校入校式」(平成20年4月9日 1250円) 出席のためのガソリン代の他、「県庁へ基地周辺要望等について」(平成20年7月3日 3500円)、「第二みちのく道、下北縦貫道の早期実現について要望」(平成20年8月30日 3500円)と説明する支出は、前記のとおり、本件用途基準に合致しない支出である。

また、「特定財源復活緊急全国(20・4・16～17東京都)」と説明される旅行は既に検討したとおり、特定の政策実現のための活動に係る費用支出である。計上されている4万3890円は本件用途基準に合致しない支出である。

榎引コキ子議員

ア 調査研究費・研修費

「新幹線建設促進期成会」(平成20年5月12日 2250円)、「県戦没者追悼式」(平成20年8月26日 2250円)、「北方領土県民大会」(平成20年11月6日 750円)、「まほえみづくり県民大会」(平成20年10月18日 2250円)並びに、「道路特定財源調査(20・4・17東京都)」と説明されるガソリン代(平成20年4月17日1375円)、航空券代4万2900円(平成20年4月11日)、タクシー代2件分3310円(平成20年4月17日)については実質的には道路特定財源の確保を求めるための集会への参加、国会要請のための旅行費用であるところ、用途基準に合致しない支出といふべきである。

夏堀浩一議員

ア 調査研究費

「新幹線建設促進期成会」に係るガソリン代5000円は用途基準に合致しない。

イ 資料購入費

「青森県職員録」は3冊分である。1冊を超える購入費に政務調査費を充当することは目的外支出といふべきである。

② 工藤慎康議員

ア 調査研究費

ガソリン代支出のうち、「減反補助に関する調査・要望」(平成20年10月28日 7725円)、「原燃に関する情報収集・要望」(平成20年12月16日 3225円)、「農業振興に関する情報収集・要望」(平成21年1月10日 6975円)、「農地利用・ドクターヘリに関する情報収集・要望」(平成21年1月28日 5275円)については、それぞれ要望活動が含まれているところ、これら費用の全額に政務調査費を充当することは用途基準に合致した支出であるといえない。少なくとも2分の1に按分し計上すべきである。

イ 資料購入費

「デーリー新聞H19.9月～H20.4」(平成20年5月22日 2万800円)については本件政務調査費の期間外の購読料が含まれている。これら購読料のうち、平成19年9月から平成20年3月分までの7カ月分購読料1万8200円は用途基準に合致しない支出である。

② 高橋修一議員

ア 調査研究費

「道路特定財源大会」にかかる交通費(平成20年4月16日、17日 5万7170円)並びに宿泊費1万9733円(同4月17日)、「新しい憲法を制定する推進大会、代議士意見交換」(平成20年4月28日 5万4000円、同5月1日～2日 2万0807円)、「新幹線建設促進期成会」(平成20年5月12日 150円)、「県立保健大学記念式典・講演」(平成20年6月2日 250円)、「高校教育改革に関する要望活動」(平成20年7月22日 150円)、「青森県民文化祭式典」(平成20年9月23日 50円)、「青森県私学振興大会・私学助成に関する意見交換」(平成20年10月15日～16日 1万4122円)、「保証・融資対象業種に関する要望活動」(平成21年1月7日 150円)については本件用途基準に合致しない支出ないしは用途基準に合致しない支出が含まれている支出である。

なお、前記4月17日付け宿泊費1万9733円については、青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例に定める甲地方における1泊当たり宿泊費1万7700円を上回る金額となっている。地方自治法2条14項ならびに地方財政法4条1項の趣旨に照らせば、目的外支出が含まれていることとなる。

㉔ 自由民主党会派所属議員ら

ア 調査研究費

平成21年1月19日に支出されている旅費に含まれる、品川フリンズホテル宿泊代は、青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条別に定める甲地方における1泊当たり宿泊費1万7700円を上回る2万2200円となっている。地方自治法2条14項ならびに地方財政法4条1項の趣旨に照らせば、目的外支出が含まれていることとなる。なお、当該旅費請求書は2008年1月16日付けとなっており、別件の旅行に関する請求書である可能性も否めない。

イ 資料購入費

毎月計上している時刻表購入費は使途基準に合致する支出といえない。

ウ 事務費

「清算時振込手数料」7560円（平成21年3月31日）は各議員らから預かった政務調査費の残余を各議員に返還した際に発生したものであるうか。「議員が行う調査研究に係る事務の遂行に要する経費」とはいえず、したがって、本件使途基準に合致しない支出である。

㉕ 山内正孝議員

ア 調査研究費

ガソリン代支出のうち、「皇太子特別奉送迎地」（平成21年1月28日）として1550円が計上されている。本件支出が「議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費」に該当するとはいえない。

イ 事務所費

水道代として計上しているうち、平成20年4月28日付のものは「3・4月分50%」と説明され、事務所賃借料として計上しているうち、平成21年3月31日付けのものは「家賃4月分50%」と説明されている。これら支出には本件政務調査費の期間外債務に対する支出が含まれている。

ウ 事務費

平成20年4月7日付けの電話代については「3月分50%」との説明書きがあり当該支出は本件政務調査費の期間外のものである。目的外支出といふべきである。

㉖ 松尾和彦議員

ア 調査研究費

ガソリン代支出のうち、「皇太子特別送迎」（平成21年1月28日）として2500円が計上されている。当該支出が「議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費」に該当するといえないことは明らかである。

㉗ 畠山敬一議員

ア 調査研究費

ガソリン代として計上している平成20年7月9日分は「知事に対する要請活動」とされている。375円は使途基準に合致しない支出である。

イ 資料購入費

平成20年6月17日付けの「職員録」購入に係る支出は、4冊分である。1冊を超える購入代金支出は目的外支出である。

ウ 事務所費

平成21年3月23日付けの2件の支出は「09.4月分」と説明されている。これら支出は本件政務調査費の支出として計上すべきでない。計5万9420円は目的外支出である。

㉘ 諏訪益一議員

ア 調査研究費

「人体不思議展申し入れ」（平成20年5月20日）、「活断層申し入れ」（平成20年5月26日）、「雪害等申し入れ」（平成20年6月25日）、「下北地域要求対県交渉」（平成20年9月16日）、「青年雇用申し入れ」（平成20年9月22日）、「無保険の子申し入れ」（平成20年11月6日）、「雇用対策で知事要請」（平成20年12月22日）にかかる計419円については本件使途基準に合致しない。

㉙ 古村一雄議員

ア 調査研究費

「再処理操業中止申し入れ」（平成20年4月15日、同27日）、「大阪もんじゅグループ申し入れ」（平成20年8月29日）、「アケテイブ試験に対する申し入れ」（平成20年9月17日）にかかる計5200円は使途基準に合致しない支出である。

イ 資料購入費

「3月分陸奥新報」（平成20年4月2日 2600円）は期間外のものである。

り、「故事ことわざ辞典」（平成20年8月22日 3150円）については「議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入及び購読に要する経費」というには疑問がある。使途基準に合致しない支出といふべきである。

ウ 事務所費

「3月分水道料」（平成20年4月14日 2840円）ならびに、事務費の「3月分電話代」（平成20年4月14日 3419円）は、本件政務調査費の期間外債務に対する支出である。使途基準に合致しない支出といふべきである。

⑳ 川村悟議員

ア 調査研究費

「平成20年度青森県新幹線期成会総会」（平成20年5月12日 2000円）、「津軽ダム着工式」（平成20年11月17日 1500円）のガソリン代が計上されている。これら支出は使途基準に合致しているとはいえない支出である。

㉑ 一戸富英雄議員

ア 資料購入費

「パソコンソフト説明書」（平成21年1月28日 2380円）の購入費が計上されている。しかし、当該支出が「議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入及び購読に要する経費」に該当しないのは明らかであるから使途基準に合致した支出であるとはいえない。

㉒ 奈良岡克也議員

ア 資料購入費

「20年度県職員録」3冊分の購入費3000円が計上されている。また、「青森市住宅地図」2冊分の購入費1万8375円が計上されている。1冊を超える購入代金支出は使途基準に合致しない支出である。

「慣用句辞典」購入費5670円が計上されているが、当該支出は「議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入及び購読に要する経費」に該当するとはいえない。使途基準を逸脱している支出である。

以上の事実は、平成20年度分の政務調査費が、使途基準に反して支出されたこと、またはその恐れを示すものである。

よって、監査委員におかれては厳正な監査を行い、本件使途基準を逸脱した政務調査費相当額について、青森県知事に対して前記各議員から青森県に返還を求めるとともに、請求の趣旨記載の必要な措置をとるよう勧告することを求める。

以上、地方自治法第242条第1項に基づき請求する。

第4 監査委員の除斥

本件請求は県議会議員に交付された政務調査費に関するものであるため、議員である相川正光委員及び三橋一三委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条の2の規定に基づき除斥した。

第5 請求の受理

本件請求は法第242条に規定する請求の要件を備えているものと認め、平成22年7月7日に受理した。

第6 請求人の証拠の提出及び陳述

1 証拠の提出及び陳述
法第242条第6項の規定により、平成22年7月22日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設け、また、同条第7項の規定により、議会事務局の職員の立会いを認めた。

2 陳述の概要（請求人の陳述のうち措置請求書記載事項に関する部分で、措置請求書に記載のない事項について抜粋した。）

(1) 議員報酬及び政務調査費の性格に照らせば、多種多様な或いは多岐にわたる議員活動のうち、「青森県政にかかわりのある調査研究」に限定した活動に対する費用についてのみ政務調査費は支出することができるものと解されます。したがって、その支出が青森県政と関わりが無いものであったり、調査研究活動であったとしても青森県政との関わりという以上に一般的な基礎知識を得るためや教養を高めるための、および県政との関わりが窺えない支出である場合、或いは調査研究活動に直接関わりのない議員活動への費用の支出であった場合には、それらの支出は青森県議会議員に対し月額で支給されている職務に対する反対給付としての議員報酬から充当されるべきだといえます。そして、ただ今申し上げたような支出に対し議員が政務調査費を充当した場合には、それら支出は当然のごとく青森県議会政務調査費の使途基準に合致しない目的外支出といわなければなりません。

(2) 要請・要望活動或いは陳情にかかる費用への政務調査費を充当した件で、その支出が目的外支出であるとされている判例が存在します。平成20年5月16日に函館地方裁判所で言い渡された公金不当利得返還等請求事件（平成18年（行

ウ) 第1号)の判決です。この事件は、函館市議会議員が函館港湾計画に關わって同市議会議長、同市助役及び担当部長らと衆議院議員に陳情に行った時の交通費等について政務調査費を充当したことが、その使途基準に合致しているかどうかを含め争われたものです。「陳情」に関する判示内容は「参加人が単なる陳情を超えて、調査研究の実質があると認めるに足りる活動をしたことの証拠はないと言わざるを得ない。そして、政務調査費が制度化された趣旨が議会の審議能力の向上を図る点にあることにかんがみると、予算付けに係る単なる陳情は、たとえ市政との関連性を有していたとしても、客観的にみて調査研究の実質を有するものとは認め難い。」したがって、そのような支出は「市政に関する調査研究に資するため必要な経費にあてられたもの」ということはできず、違法との評価を免れない。」というものでした。この事件は地裁判決後に控訴、上告されましたが、この支出に關しては違法性があるとの考え方はそのまま維持され、平成22年2月23日に確定しました。

(3) ニュアルにおいては「県が主催する大会・式典等への出席」にかかる費用支出についても使途基準に合致するものと例示していますが、そうであれば、「県が主催する」という条件に当てはまるのであれば、どのような集会であっても良いのだとの解釈にもつながります。そうすると、そのような大会に来賓として出席し、祝辞を述べただけでもその大会に出席する旅費等支出についても使途基準に合致することになってしまいますし、テークアウトしただけということでも、或いは、参列しただけというだけで、調査研究活動の実質があったか否かに何ら関係もなくそれら集会への参加のための旅費等支出が政務調査費の使途基準に合致するものとされてしまいます。

(4) この点について、仙台高等裁判所における平成19年(行コ)第14号政務調査費代位返還請求控訴事件(原審 仙台地方裁判所平成15年(行ウ)第8号)によっても以下の通り判示されています。

「政務調査費は、市政に關する調査研究に資するために必要な経費に支出されることが求められるべきであつて、まず、支出の対象となつた活動に調査研究の実質があると認められない場合には、当該支出は市政に關する調査研究に資するために必要な経費に充てられたといえず、上記各規定に反するものとして当然に違法となると解すべきである。さらに、上記各規定が政務調査費の支出対象となる調査研究につき「市政に關する」ものであることを要求していることや、政務調査費が調査研究に「資するために必要な」経費に支出されるこ

とを要求していることに照らすと、支出となつた活動が市政と関連性を有することや、必要かつ合理的なものであることなどを求められているというべきであり、したがつて、支出の対象となつた活動に調査研究の実質があると認められる場合であっても、当該活動が市政との関連性を欠くことが明らかであつたり、必要性・合理性を欠くことが明らかである場合には、結局、当該支出は市政に關する調査研究に資するために必要な経費に充てられたとはいえず、違法になると解すべきである。」

したがつて、この判示するところについては、今述べている事例だけに關する判断基準ということではなく、政務調査費としての支出全体に言えることですけれども、収支報告書に記載されている内容から、一見して調査研究活動、政務調査活動の実質があつたかどうか疑わしい、或いはそれら実質があることが推認できないという場合には、本件使途基準に合致しないものと判断されるか、その実質の存在が疑われるのですから、収支報告書等にそのような記載があつた場合には当然の如く条例10条により調査の対象とされるべきです。

(5) 債務と支出にかかる計上時期に關する解釈について、仙台高等裁判所は弘前市議会政務調査費にかかる政務調査費返還履行請求控訴事件判決において「そうすると、政務調査費は、毎年4月1日から翌年3月31日までを1年度とし、ある年度に交付を受けた政務調査費は、翌年3月31日までに出し、同日終了の時点で残余があれば、これを返還しなければならないと定められているものと解される。」としています。この判決に關して控訴人である弘前市は上告しましたが、この判断は最高裁においても維持されました。

この判示されたところによれば、「翌年3月31日までに出し、同日終了の時点で残余があれば、これを返還しなければならないと定められているものと解される。」とし、単年度における収支決算を建前としているのですから、前年度に発生した債務であるにも関わらず「請求がなければ、支出は発生しないので、支出した月の属する年度で整理します。」、前年度に発生した債務処理を年度を超えて行うことが許されるとするマニュアルの考え方には明らかな誤りがあると言わざるを得ません。

第7 監査の実施

1 監査対象事項

平成20年度に青森県議会議員に交付された政務調査費のうち、請求人が借置請

求書において摘示した支出及びそれに関連する事項を監査の対象とした。

2 監査対象機関等

政務調査費の交付に関する事務を担当している青森県議会事務局を監査対象機関とした。

また、法第199条第8項の規定により、青森県議会の議長（以下「議長」という。）及び措置請求書で摘示された支出に係る議員について関係人として調査を実施した。

第8 監査の結果

1 関係法令

(1) 法律

法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定している。

また、同条第15項において、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

(2) 条例等

本県では、法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、青森県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月青森県条例第45号。以下「条例」という。）を制定している。

条例の主な内容は、以下のとおりである。

ア この条例は、(中略)、青森県議会の議員（以下「議員」という。）の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。（第1条）

イ 政務調査費は、各月の初日に議員である者に対して交付する。（第2条第1項）

ウ 政務調査費は、月額31万円とする。（第3条）

エ 青森県議会の議長（以下「議長」という。）は政務調査費の交付を受け
る議員について、毎年度、当該年度の開始の日から5日以内に知事に通知

しなければならない。（第4条第1項）

オ 知事は、前条の規定による通知があったときは、速やかに、当該通知に係る議員について、政務調査費の交付を行い、当該議員に通知するものとする。（第5条）

カ 知事は、毎月10日までに、当該月分の政務調査費を交付するものとする。（第6条）

キ 議員は、政務調査費を別に定める用途基準に従い、使用しなければならない。（第7条）

ク 議員は、毎年度、当該年度の終了の日の翌日から起算して30日以内（年度中途に議員でなくなった場合にあっては、当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内）に、次に掲げる事項を記載した政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を議長に提出しなければならない。

（ア）議員の氏名

（イ）政務調査費に係る収入額

（ウ）政務調査費に係る支出額及びその主な内容

（エ）政務調査費に係る収入額と支出額との差引額

（オ）その他必要な事項

（第8条第1項）

ケ 前項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書の写し等（領収書の写しその他議長が定める証拠書類をいう。以下同じ）を添えなければならない。（第8条第2項）

コ 議員は、政務調査費による支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明らかにするとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を収支報告書及び領収書の写し等（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。（第9条）

サ 議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、第8条の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。（第10条）

シ 知事は、議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員がその年度において行った政務調査費による支出（第7条に規定

する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずるものとする。(第11条)

又 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付等に関し必要な事項は、議長が定める。(第13条)

条例の規定に基づき、青森県政務調査費の交付に関する規程(平成13年3月青森県議会告示第1号。以下「規程」という。)が定められており、規程の主な内容は、以下のとおりである。

ア 条例第7条の使途基準は、別表のとおりとする。(第2条)

イ 条例第8条第2項の議長が定める証拠書類は、領収書の写しその他の支出を証すべき書面であって当該支出の相手方から徴したものの写し(社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いとき及び議長が定めるときは、支出証明書(第2号様式)又は金融機関が作成した当該政務調査費による支出に係る振込みの明細書の写し)とする。(第3条第2項)

ウ 議長は、条例第8条の規定により提出された収支報告書及び領収書の写し等(以下「収支報告書等」という。)の写しを知事に送付するものとする。(第3条第6項)

エ 別表(第2条、第3条関係)

項目	項目の内容	経費の種類
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究及び調査委託に要する経費	旅費、委託料等
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及びその雇用する職員の参加に要する経費	旅費、会費等
会議費	議員が行う各種会議の開催に要する経費	旅費、印刷製本費、賃借料等
資料作成費	議員が行う議会審議のために必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費、原稿料等
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入及び購読に要する経費	購入費、購読料等
広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費	旅費、印刷製本費、通信費等

事務所費	議員が行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費	賃借料、光熱水費等
事務費	議員が行う調査研究に係る事務の遂行に要する経費	事務用品費、通信費、備品購入費等
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費	給料、手当 社会保険料、賞金等

2 政務調査費事務マニュアル

(1) 制定手続

平成19年5月に自由民主党会派及び公明党議員団から議長に対し、政務調査費の透明性の確保に向けた対策を求める要望がなされたこと等により、議会の主体的な取り組みとして、全会派で構成する「政務調査費等議会改革検討委員会」を設置し、政務調査費の透明性の確保等に関する事項について検討することとされた。

平成19年12月13日に同委員会から議長に対し検討結果の答申があり、

ア 政務調査費の透明性の確保について、すべての支出に領収書等の証拠書類を添付する。

イ 使途基準の明確化について、調査研究活動の意義と使途の明確化を図るため、平成13年10月16日付けで全国都道府県議会議長会が示した「政務調査費の使途の基本的考え方」を基礎として、先行して作成している他都道府県の使途基準マニュアル、最近の判例における考え方等について検討を加え、これに本県の状況等を勘案して整理された内容を具体的な使途基準の詳細とする。

ウ これらの政務調査費制度の改革に伴い、証拠書類等の整理と適正支出の確認に資するため、政務調査費制度の基本的考え方、イの使途基準の詳細、交付手続き、会計処理及び証拠書類の整理保管、報告書の作成及び提出の手続き等を取りまとめた「事務マニュアル」を作成する。

この答申結果を踏まえ、平成20年2月に議長から同委員会に対し、「青森県政務調査費の交付に関する条例」の改正案、「政務調査費事務マニュアル」の作成等について改めて依頼があり、同委員会が原案を作成のうえ、同年3月6日に開催された各会派代表会議において了承された。

これらの内容に沿って、平成20年3月、県議会第253回定例会において「青

森県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、併せて、「政務調査費事務マニュアル」（以下「マニュアル」という。）について同年4月1日に施行された。

その後、議員からの照会に対しマニュアルでは判断が困難なものやマニュアルの説明が不十分なものがあつたことから、同委員会においてマニュアルの見直しの検討を行い、各会派代表者会議での了承を経て一部改訂が行われた。

現在、マニュアルは条例及び規程に定める使途基準に基づき、各議員が政務調査費を支出するに当たって、議員自らが判断するための具体的運用を取りまとめた統一的な指針と位置づけられている。

(2) 内容（措置請求に関連のある部分のみを抜粋している。）

政務調査費制度に対する基本的な考え方（マニュアルP2）
次の考え方を基本として適用していくものとしている。

- ・調査研究の必要性及び妥当性があること
 - ・調査研究方法の合理性及び効率性があること
 - ・原則として充当する額は実費弁償であること
 - ・社会通念上許容されるものであること
 - ・証拠書類等が整備されていること
 - ・透明性が確保されていること
- 使途の基準（マニュアルP3～P5）

項目別に具体的な考え方や想定される例として取扱いを定めている。なお、活動の例は参考として掲げたものであり、これらに類するものは当然に含まれるとしている。

項目の内容	考え方及び活動事例
議員が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究及び調査委託に要する経費（旅費、委託料等）	県政の政策課題に関するもののほか、調査研究の基本となる関係者や住民からの情報収集や先進事例の調査及び専門的知見の活用等に係る経費に充当する。なお、調査研究の方法等は議員により異なり広範にわたることから、他の項目に属さない調査研究は、この項目に計上する。 (例) 県政に関する執行部からの情報収集・意見交換 会派が行う議員総会・政調会・勉強会・打

イ 研修費	<p>合せ等への出席 国・市町村・関係団体・住民等からの情報収集・意見交換 国・県・関係団体等への要請活動 県内各地域の状況把握のための現地調査（施設運営状況・農林水産物の状況・道路状況・災害状況他） 県内外及び海外における先進事例等の現地調査 政策提言等を目的とした議員連盟活動・政策研究会活動 県が主催する大会・式典等への出席 県政等に関するアンケート調査 専門機関等への調査研究委託</p>
-------	--

項目の内容	考え方及び活動事例
団体等が開催する研修会、講演会等への議員及びその職員の参加に要する経費（旅費、会費等）	<p>県政の政策課題に関するもののほか、調査研究の基礎となる政治経済や社会情勢一般及び時事問題等に関する研修会及び講演会等への議員やその職員の参加に係る経費に充当する。 (例) 国・県・民間団体等が主催する研修会・講演会・シンポジウム・フォーラム・セミナー・懇談会等への出席 会派が主催する研修会等への出席</p>

項目の内容	考え方及び活動事例
議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入及び購読に要する経費（購入費、購読料等）	<p>県政の政策課題に関するもののほか、調査研究の基礎となる政治経済や社会情勢一般及び時事問題等に関する図書、資料等の購入及び購読に係る経費に充当する。なお、一般に娯楽性が高いと判断されるもの等には充当しない。 (例) 専門図書の購入 新聞（一般紙等）の購読 政治経済等に関する雑誌の購読</p>

政務調査費の充当の考え方（マニュアルP6～P7）
ア 自家用車の使用

カソリン代については、調査研究活動に使用した走行距離の記録により実際に支払った金額を按分する。なお、これによることが困難な場合には

「青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」の「車賃」の額とする。

イ 宿泊施設の利用

実際に支払った金額による。なお、公務の場合の旅費計算における国内旅行の宿泊費では、甲地方（東京都、大阪市、名古屋市等の大都市）17,700円、乙地方（甲以外の地方）13,300円の定額としており、これを参考とする。

政務調査費を充当するのに適しない例（マニュアルP10～P11）

- ・政党活動への支出
 - ・選挙活動への支出
 - ・後援会活動への支出
 - ・私的経費への支出
 - ・議員としての交際費的支出
 - ・議員本人の飲食に要する経費への支出
- 具体例による政務調査費の充当の可否（マニュアルP12～P19）
 一問一答形式で政務調査費の充当の可否の考え方を掲載している。
 （共通事項）

例2 料金後納郵便、電気料、水道代など、翌月にならないと請求されないものがあるが、3月分を4月に請求され支出した場合、その支出はどちらの年度になるのか。

請求がなければ、支払は発生しないので、支出した月の属する年度で整理します。

ただし、議員の都合により支出が遅れて、次年度の支出となったものは除外します。

また、請求内容が議員の身分を有する以前のものについては、当然、政務調査費の対象になりませんし、議員でなくなった場合は、原則として、その日までに支出したものを期日までに収支報告することになります。それから、冊子等を年間購読（前払い）する場合は、次年度にわたらないようにしてください。

3 平成20年度政務調査費の支出状況

措置請求書で摘示された各議員に係る、措置請求書受付時における平成20年度政務調査費の支出状況は次のとおりである。

山内和夫議員	3,537,381円	成田一憲議員	3,720,000円
菊池健治議員	3,720,000円	田中順造議員	2,740,233円
西谷別議員	3,720,000円	高樋憲議員	3,393,377円
阿部広悦議員	3,319,982円	長尾忠行議員	3,574,690円
中村弘議員	3,720,000円	大見光男議員	3,720,000円
中谷純逸議員	3,590,428円	工藤兼光議員	3,720,000円
相川正光議員	2,641,312円	熊谷雄一議員	3,112,198円
岡元行人議員	3,660,330円	三橋一三議員	3,504,045円
丸井裕議員	3,528,379円	小松山吉紀議員	2,315,136円
榎引コキ子議員	2,956,405円	夏堀浩一議員	3,720,000円
②① 工藤慎康議員	3,720,000円	②② 高橋修一議員	2,745,869円
②③ 山内正孝議員	3,720,000円	②① 松尾和彦議員	3,720,000円
②⑤ 畠山敬一議員	3,697,023円	②⑥ 諏訪益一議員	2,555,908円
②⑦ 古村一雄議員	3,720,000円	②⑧ 川村悟議員	3,616,090円
②⑨ 一戸富美雄議員	3,672,199円	③⑩ 奈良岡克也議員	3,343,813円

4 監査委員の判断

請求人は、国、県及び関係団体等への要請活動、県の主催する大会・式典等への出席及び政務調査費の支出年度区分について、マニュアルにおける運用の考え方や例示が法や条例、規程で定められた範囲を逸脱していると主張している。また、個別の支出において、支出が使途基準に合致しない旨主張している事項がある。これらについて、監査委員は以下のとおり判断した。

(1) 国、県及び関係団体等への要請活動について

請求人は、「国、県及び関係団体等への要請活動」は政策や要望を実現するために行われるものであり、議員においては調査研究活動というよりもむしろ一般的な議員活動として評価されるべきで、したがって前記のような要請活動にかかる費用については議員報酬によって賄われるべきである。」と主張し、平成20年5月16日の函館地方裁判所の政務調査費に係る判決を引用している。

一方、マニュアルにおいて国、県及び関係団体等への要請活動を調査研究活動とした理由について、議長からは「国・県・関係団体等への要請活動」は、地域の実情等を伝え、県民の意見を国等に反映させるためのものであり、また、政策提言を行う際には意見交換や相手方の考え方の調査を伴うことから、今後

の議員としての政策立案活動に密接に関連し、調査研究の実質を有していると判断されるものであり、使途基準に合致するものと考えている。」との回答があった。

上記函館地方裁判所判決は政務調査費の使途基準適合性について、「支出の対象となった活動について調査研究といえるような実質がなければならず、そのような実質があるか否かは、調査目的、調査に向けた準備の有無及びその内容、当該調査研究活動の具体的内容及び上記目的との関連等を総合的に考慮して客観的に判断すべきである。」とした上で、市議会議員が国会議員に面談し、市のプロジェクトや予算要望額の内訳について説明するなどしたことについて、面談の相手方が地元選出の国会議員ではなく市のプロジェクトの具体的内容を知っていたとかその予算付けに関する国の立場を把握していたとは認められなかったこと、面談内容についてプロジェクトの説明が中心であり国の考え方についての情報や知見を得たとは認められなかったことから調査研究の実質がないと判断したものである。

この判決に照らせば、「国・県・関係団体等への要請活動」が、単なる陳情ではなく、意見交換や相手方の考え方の調査等を伴うものであるならば、調査研究活動としての実質を有しているものと考えられ、政務調査費の使途基準に反しているとはいえないものと判断する。このため、監査委員としては、関係する議員に調査を実施し、要請活動を行った相手方とその内容を確認することにより、当該要請活動が調査研究活動としての実質を有しているか否かについて判断することとした。

(2) 県が主催する大会・式典等への出席について

請求人は「ラニョアルは「県が主催する大会・式典等への出席」についても使途基準に合致する活動事例として挙げてはいるが、そのような集会に単に出席することをもって、その経費に政務調査費を充当することが本件使途基準に合致するものと判断できないことも明らかである。」と主張し、「県が主催する大会に来賓として出席し、祝辞を述べただけでもその大会に出席する旅費等支出についても使途基準に合致するということになり、テーマカットしただけということでも、或いは、参列しただけということだけで、調査研究活動の実質があったか否かに何ら関係もなくそれら集会への参加のための旅費等支出が政務調査費の使途基準に合致するものとされてしまう。」としている。

一方、ラニョアルにおいて県が主催する大会式典等への出席を調査研究活動

とした理由について、議長からは「県が主催する大会・式典等への出席」は、県政と直接関連する様々な政策課題についての情報収集や意見交換の機会となるものであり、大会・式典等への出席に要する経費を計上している場合は、各議員が調査研究の実質を有していると判断しているものであり、使途基準に合致するものと考えている。」との回答があった。

県が主催する大会・式典等への出席についても、調査研究活動の実質の有無が判断の基準となるものであり、当該大会等において議員が情報収集や意見交換を行っているのであれば、調査研究活動の実質を有しているものと考ええる。このため、監査委員としては関係する議員に調査を実施し、当該大会等に出席した目的と内容を確認することによって調査研究活動の実質の有無を判断することとした。

(3) 支出年度の区分について

請求人は、条例第11条を根拠として「当該年度以外の政務調査活動にかかる債務に対する支出や当該年度に発生した債務ではあっても、当該年度を越えて為した支出を当該年度の支出として計上した場合には使途基準に合致した支出であるといえないこととなる。」と主張し、政務調査費の交付を受けた年度において発生し、かつ、当該年度内において支出したもののみを政務調査費の対象であるとしている。

一方、支出年度について、議長からは、「条例第11条では「当該議員がその年度において行った政務調査費による支出」と規定しており、本県では、原則として支出した月の属する年度で整理することとしているものである。」との回答があった。

条例第11条は、「知事は、議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員がその年度において行った政務調査費による支出（第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずるものとする。」と規定しており、支出年度区分については政務調査費による支出が行われた年度により整理することとしたものと解され、一方、「政務調査費による支出」の原因が当該年度において発生したものでなければならぬとする規定はない。このため、ラニョアルでは、料金後納郵便、電気料、水道料など翌月にならなければ請求されないものについて「請求がなければ、支払は発生しないので、支出した月の属する年度で整理します。」としており、原則として

支出があった月の属する年度で整理するとしてマニュアルは条例に反したものではない。

このことについて、請求人は、陳述において平成19年4月26日の仙台高等裁判所の弘前市の政務調査費に係る判決を引用しているが、弘前市の条例では、「当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余を返還しなければならない」と規定しており、本県の条例第11条とは規定が異なることから、当該判決を直ちに根拠とする理由がない。

なお、請求人は、選挙によって当選し新たに議員となった場合を例にマニュアルの考え方が誤りであるとしているが、政務調査費が議員としての調査研究に資するため、議員としての身分を有する者に交付されるものであることから、議員となる以前の経費を対象としないことは明らかであり、マニュアルにおいても、この点については「請求内容が議員の身分を有する以前のものについては、当然政務調査費の対象になりませんし、議員でなくなった場合は、原則として、その日までに支出したものを期日までに収支報告することになります。」と明記している。請求人の主張は、議員としての身分を有している間どの年度の政務調査費に区分するかという取扱いと議員の身分の得喪時のどの時点までを政務調査費の対象とするかという取扱いを混同しているもので、請求人の主張については理由がないものと判断する。

(4) 各議員毎の個別事項に係る判断

山内和夫議員

ア 調査研究費

請求人が使途基準に合致しないとして摘示した事案について山内議員に関係人調査を行ったところ、次のとおり回答があった。

(ア) 平成20年8月3日の「大島国会議員との果政要望」については、八戸市内の大島衆議院議員事務所において大島衆議院議員に対し、むつ小川原港の企業誘致状況について調査並びに八戸港及び青森港の整備状況について調査と要望を行った。

(イ) 平成20年4月10日及び11日「道路行政調査・要望」については、衆議院第二議員会館において津島衆議院議員に対し新青森駅周辺の道路整備計画について調査と要望を行い、国土交通省鉄道局において同省職員に

対し新幹線の整備計画について調査を行った。

(ウ) 平成20年4月17日の「道路特定財源要望」については、衆議院第二議員会館において木村衆議院議員に対し津軽地域の道路整備計画の調査と要望を行い、江渡衆議院議員に対し下北地域の道路整備計画の調査と要望を行い、国土交通省において同省職員に対し県内の有料道路整備計画の調査を行った。

(エ) 平成20年11月15日の「並行在来線について津島衆議院議員に要望」については、津島衆議院議員青森事務所において津島衆議院議員に対し、並行在来線の将来の運営について調査と要望を行った。

(オ) 平成21年2月25日の「国会議員要望」については、衆議院第二議員会館において津島衆議院議員に対し平成21年度新幹線関係予算の調査と要望を行い、同会館において大島衆議院議員に対し平成21年度農林水産予算の調査を行った。

このことから、これらの活動については、調査研究活動の実質がない単なる陳情であるとは認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

以上のことから山内議員について請求人が摘示した事項に係る107,505円については請求の理由がないものと判断した。

成田一憲議員

ア 調査研究費

(ア) 請求人は、走行日数が225日であり1日当たり平均走行距離が130.3kmにも及ぶことをもって不自然さがあるとしているが、走行日数や平均走行距離の多さだけをもって違法・不当とする理由とはならない。

また、請求人が極めて不自然さがあったとした日程について、成田議員から提出されている収支報告書等を確認したところ、次のような行程となっており、矛盾する点は認められない。

a 平成20年5月22日の「林業振興調査」は、中泊～青森間を自動車で、青森～東京間をJRで移動し、東京でタクシーを利用した後、日帰りしたものであること。

b 平成20年5月25日の「農産物流通調査」は、中泊～青森間を自動車で、青森～東京間をJRで移動し、東京で調査実施後日帰りしたものであり、翌26日の「県産材活用調査、物産販売調査」は、中泊～青森

間を自動車で移動し、青森市内でタクシーを使用した後、日帰りしたものであること。

ｃ 平成20年9月17日の「農産物需用拡大調査」は、中泊～青森間を自動車で、青森～東京間をＪＲで移動し、東京でタクシー利用、意見交換相手方に昼食を提供し、日帰りしたものであること。

ｄ 平成20年10月31日の「中小企業融資及び活性化調査」は、中泊～青森間を自動車で、青森～東京間をＪＲで移動し、東京でタクシー利用した後、日帰りしたものである。なお、駅ビルの駐車場利用の領収書には利用時間が6時33分から22時29分であることが記録されていること。

ｅ 平成20年11月6日の「農産物価格現地調査」は、中泊～青森間を自動車で、青森～東京間をＪＲで移動し、東京でタクシー利用後、日帰りしたものであること。

ｆ 平成20年12月12日の「農産物販売促進調査」は、中泊～青森間を自動車で、青森～東京間をＪＲで移動し、東京でタクシー利用後日帰りしたものであること。

ｇ 平成20年12月18日の「県産品販売促進調査」は、中泊から青森まで自動車で、青森から大阪まで航空機で移動し、大阪でタクシー利用、大阪から東京までＪＲで移動し、東京から青森まで航空機で移動しており、翌19日に「森林整備に関する意見交換」として青森市内でタクシーを利用し、青森から中泊に自動車で帰宅していること。

(イ) 請求人が使途基準に合致しないと判断した平成20年6月26日及び27日の「林野庁要請及び国会議員との意見交換」について、成田議員に係る人調査を実施したところ、林野庁において林政部長、特用林産対策室長と間伐材の有効利用について意見交換し、補助事業制度について要請し、大島衆議院議員から林野庁以外の機関における間伐材の補助制度について情報収集したとの回答があった。

このため、当該活動については調査研究活動の実質がない単なる陳情とは認められず、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 資料購入費

請求人が無駄な支出であったと判断した平成20年6月17日に購入した青森県職

員録3冊については、成田議員から議員控室、事務所及び自宅において使用するためとの回答があった。

職員録の使用形態を考慮すると、使用箇所毎に購入することが合理性を欠いた違法・不当な支出であるとはいえないと判断した。

なお、請求人は地方財政法第4条第1項及び地方自治法第2条第14項に鑑みれば無駄な支出であると主張するが、これらの条項はいずれも地方公共団体の財政運営に適用されるもので、議員の政務調査費としての支出には直接適用されるものではないこと、また、その条項の趣旨からも、2冊以上の購入を直ちに違法・不当とするものとは解されない。

以上のことから、成田議員について請求人が摘示した事項に係る245,380円については請求の理由がないものと判断した。

菊池健治議員

ア 調査研究費

請求人が使途基準に合致しないと判断した事案について菊池議員に係る人調査を行ったところ、次のとおり回答があった。

(ア) 平成20年5月9日の「県大規模観光キャンペーン出席」については、観光キャンペーンの必要性と振興策の調査を目的として、出席者との意見交換により、課題等の情報収集を行った。

(イ) 平成20年5月12日の「新幹線建設促進期成会」については、新幹線建設の整備状況の把握及び開業に向けての課題の調査を目的として、事業経過及び進捗状況と今後の事業整備の情報収集及び開業に向けての検討課題等の情報収集を行った。

(ウ) 平成20年6月29日の「あおもり食育県民大会」については、食を通じたコミュニケーションや食の大切さを学び住民に広めるための食育に関する調査を目的として、講演を拝聴し「食育コミュニケーション」とは何かを理解し、「食の安全を理解するうえでの食育の役割」を学び、展示者との意見交換、生産者との意見交換により、安心安全な食の提供の必要性等の情報収集を行った。

(エ) 平成20年7月15日の「下北総合期成同盟会県に要望」については、下北地域の道路等の課題の調査を目的として、むつ・下北地区、市町村長・議長・県議が県知事及び関係部署に対し、下北の重点要望を説明し、必要性を訴え意見交換し、今後の政策課題について情報収集を行った。

(4) 平成20年10月10日の「下北総合期成同盟会県に要望書提出」については、東日本フェリー大間・函館航路の調査を目的として、フェリーの必要性、経済、産業、医療、交通、文化等に及ぼす影響や役割等の意見交換を行い、今後の存続に係る課題について情報収集を行った。

(5) 平成20年10月18日の「下北来さまいフェスタ2008出席」については、下北の特産品の販路拡大と観光客誘致の促進策の調査を目的として、下北全域の観光に携わる関係者との意見交換により観光PRの今後の課題等の情報収集を行った。

(6) 平成20年11月1日の「大湊総監部式典」については、大湊総監部の下北地域における雇用等の影響調査を目的として、むつ下北地域の雇用・経済にとって重要な位置を占めている大湊総監部の隊員及び出席者との意見交換による雇用等の情報収集を行った。

(7) 平成20年12月7日の「商工会 こだわりの・いいもの再発見」については、特産品等の消費拡大の調査を目的として、地域の特産食材等を活かした創作料理の研究発表や食に対する付加価値向上と創意工夫による利用促進を図り特産品等の消費拡大に繋げ、地域を活性化させ、県産食材を大いに活かすということを掲げる関係者及び参加者との意見交換・情報収集を行った。

(8) 平成21年1月31日の「食の祭典」については、下北地域の特産品を使った「食」の調査を目的として、下北各地域の、特色ある創意工夫された「食」の展示、即売を見て、参加者、入場者との意見交換による情報収集を行った。

このことから、これらの活動については、調査研究活動の実質のない大会等参加や単なる陳情であるとは認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

イ 資料購入費・事務費

議会事務局長に対する調査並びに議長及び菊池議員に対する関係人調査により、菊池議員が事務所としてむつ観光ホテル棟の一室を借りていること及び次の事情があることを確認した。

(ア) 新聞購読料については、むつ観光ホテル棟が一括で購読している新聞の中から、東奥日報、朝日新聞、読売新聞及び日本経済新聞を各一部ずつ事務所用として購読していたものであり、資料購入費の支払先がむつ

観光ホテル棟となるものであること

(イ) 電話・FAX回線使用料については、むつ観光ホテル棟全体の電話回線使用料のうち、事務所で使用している2回線分について、同社に使用料を支払っていること

(ウ) 新聞購読料及び電話・FAX回線使用料については、新聞販売店の領収書及び電話料金利用明細書により事務所分の額が明確にわかるものであること

このことから、これらの経費がむつ観光ホテル棟に支払われることに理由があり、またその額も同社分と明確に区分されていることから、同社の経費を肩代わりしているものとも認められず、これら支出は使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、菊池議員について請求人が摘示した事項に係る284,588円については請求の理由がないものと判断した。

田中順造議員

ア 調査研究費

請求人が使途基準に合致しないとして摘示した事案について田中議員に関係人調査を行ったところ、次のとおり回答があった。

(ア) 平成20年4月18日の「農業問題に関する要望」については、県庁において、県農林水産部の担当者として十三地域における農業行政について、意見交換及び情報収集を行った。

(イ) 平成20年4月17日の「道路特定財源に関する調査」については、道路特定財源の確保の必要性の調査を目的として、地元選出国会議員へ地域の道路状況を説明し、道路整備について意見交換及び情報収集を行い、また、日比谷公会堂で開催された全国大会に出席し、大会資料及び出席者の報告などから道路特定財源の必要性について調査を行った。

なお、上記(イ)の活動について収支報告書等では「並行在来線の調査」との記載があったが、この記載については「道路特定財源に関する調査」の誤りであったとして、平成22年8月4日付けで訂正が行われている。

また、監査委員が調べたところによると、平成20年4月17日に道路整備促進期成同盟会全国協議会が日比谷公会堂で「総決起大会」を開催し、自治体関係者、国土交通大臣及び国会議員等が参加、地方の道路整備の状況及び道路特定財源の維持について討議及び決議採択がなされている。

このことから、これらの活動については、調査研究活動の実質がない大会等参加や単なる陳情であるとは認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

以上のことから、田中議員について請求人が摘示した事項に係る38,210円については請求の理由がないものと判断した。

西谷別議員

ア 調査研究費

請求人が使途基準に合致しないとして摘示した事案について西谷議員に関係人調査を行ったところ、次のとおり回答があった。

(ア) 平成20年4月17日の「特定道路財源についての要望」については、衆議院第二議員会館において木村代議士に対し本県の道路整備状況が未だ不十分であることを説明し、本県の道路整備について意見交換を行い、道路整備に必要な財源である特定道路財源の存続について要望した。

(イ) 平成20年5月27日及び28日の「津軽地域農業振興施策の要望、青森県日本海沿岸の防衛強化の要望」については、農林水産省において同省職員及び木村代議士に対し本県の農作物、特にりんごにおける雹及び霜による被害状況について説明し、被害対策について意見交換したものであり、また、防衛省において同省職員と北朝鮮の弾道ミサイルが本件上空を飛び越えた事案及び同国からの脱北者が深浦町に漂着した事案等について説明し、国土防衛における本県の立場について意見交換した。

(ウ) 平成20年6月9日の「国会議員への要請」については、衆議院第二議員会館において木村代議士秘書と県内地方六団体からの要望事項に係る県議会議員に対する説明及び意見交換の内容について情報交換した。

(エ) 平成20年12月12日の「高度救命センター設立への要望」については、文部科学省において文部科学副大臣及び木村代議士に対し津軽地区の高度救命救急センターの開設を求める住民からの要望を説明し、弘前大学付属病院における被爆医療に対応できる体制及び同センターの津軽地区への必要性について意見交換を行った。

このことから、これらの活動について調査研究活動の実質がない単なる陳情であるとはいえず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

また、収支報告書等により、平成20年12月12日に、「美術館の利用状況

と運営状況調査』としてJR運賃、タクシー運賃及び上野の森美術館入場料合計2,940円が、また、物販物の価格及び内容、購入状況の調査として資料購入費2,500円が計上されていることを確認し、これについては調査研究活動の実質がないとは認められず使途基準に合致しないとはいえないと判断した。

以上のことから、西谷議員について請求人が摘示した事項に係る250,997円については請求の理由がないものと判断した。

高樋憲議員

ア 調査研究費

請求人が使途基準に合致しないとして平成20年4月16日から18日の「国会議員への要望」について、高樋議員に関係人調査を実施したところ、衆議院第二議員会館において木村衆議院議員と道路特定財源の必要性について意見交換を行った、との回答があった。

このため、当該活動については調査研究活動の実質がない単なる陳情活動であるとは認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

以上のことから、高樋議員について請求人が摘示した事項に係る69,930円については請求の理由がないものと判断した。

阿部広悦議員

ア 調査研究費

請求人が摘示した平成20年4月1日支出のJR切符代、同7日付け青森空港有料道路料金及びタクシー代並びに同8日付け宿泊料及び青森空港駐車場料金については、阿部議員から平成22年7月16日付けで訂正届による収支報告書等の訂正がなされており、同28日付けで当該政務調査費の返納がなされたことから、政務調査費の返還請求を求めず請求には理由がなくなくなったものと判断した。

イ 資料購入費

請求人が摘示した平成20年6月4日、同年12月19日及び平成21年3月30日支出の資料購入費については、阿部議員から平成22年6月25日付けで訂正届による収支報告書等の訂正がなされており、平成22年7月12日付けで当該政務調査費の返納がなされたことから、政務調査費の返還請求を求めず請求には理由がないものと判断した。

以上のことから、阿部議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

長尾忠行議員

ア 調査研究費

請求人が使途基準に合致しないとした平成20年4月17日及び18日の「道路特定財源に関する調査」について、長尾議員に関係人調査を実施したところ、地方の重要な社会基盤である道路整備は地域住民が日常生活を営むうえで必要不可欠であることから、道路特定財源制度の維持を目的とする大会に参加し、大会を通じ、本県道路整備が遅れている現状を再認識し、国及び国会議員から制度運用の課題及び整備方針が示されたことにより地域の道路整備の参考となった等の回答があった。

このため、当該活動については調査研究活動の実質がない大会等参加であると認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

以上のことから、長尾議員について請求人が摘示した事項に係る59,420円については請求の理由がないものと判断した。

中村弘議員

ア 調査研究費

請求人が使途基準に合致しないと摘示した事案について中村議員に関係人調査を行ったところ、次のとおり回答があった。

(ア) 平成20年6月2日の「青森保健大学講演」については、これからの医療について考えるため、オーガナイズド医療の中身の調査を行った。

(イ) 平成20年6月2日の「安倍晋三講演」については、これからの国政の行方を調査目的として、安倍晋三前総理大臣と地方行政と国との関わりについて意見交換を行った。

(ウ) 平成20年10月30日の「交通安全青森県民大会」については、県警と地域住民の意識調査と要望調査を目的に、102号線バイパスの右折信号及び大光寺信号新設等交通安全対策について意見交換を行った。

(エ) 平成20年11月21日の「国会議員、大臣への県行政要望」については、衆議院第二議員会館において木村衆議院議員と、農林水産省において石破農林水産大臣とそれぞれ農林行政について意見交換を行った。

(オ) 平成20年12月21日の「国会議員への陳情。行政調査」については、青

森市内において木村衆議院議員、大島衆議院議員、津島衆議院議員、江渡衆議院議員と来年度予算動向、補正予算動向と県行政の関連について意見交換した。

(ウ) 平成21年1月24日の「国会議員への陳情。行政調査」については、青森市内で津島衆議院議員、大島衆議院議員、木村衆議院議員と国行政の動向及び県関連予算との関係について意見交換した。

なお、上記(イ)の活動について収支報告書等では「安倍晋太郎講演会」との記載があったが、この記載については「安倍晋三講演会」の誤りであったとして、平成22年8月5日付けで訂正が行われ、また、上記(ウ)の活動に係る青森・黒石間のガソリン代について収支報告書等では「平成20年11月5日」との記載があったが、「平成20年11月21日」の誤りであったとして、平成22年8月11日付けで訂正が行われている。

また、上記(イ)の「安倍晋三講演」について、自由民主党青森県第4選挙区支部から内容を確認したところ、安倍元総理が県内視察した際に視察先等と弘前市において意見交換したものであり、講演会を開催したものであるとの回答があった。

このことから、これらの活動については調査研究活動の実質がない大会等参加や単なる陳情、あるいは政党活動であるとは認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

なお、請求人は平成20年12月21日と平成21年1月24日の「国会議員への陳情。行政調査」について、行政調査分を除き使途基準に合致しない支出であるとしているが、これら陳情と行政調査は一体のものとして行われるものであり、陳情分と行政調査分をわけて判断すべき理由はない。

イ 資料購入費

中村議員に関係人調査を行い、平成21年3月16日の「週刊ダイヤモンド」購読料については、(有)黒石舗装が購読者となっており、中村議員が同社から購入しているものであることを確認した。中村議員が同社の購読料を肩代わりしているとも認められないことから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

なお、平成21年3月15日の「日経ビジネス」購読料については、平成22年8月11日付けで中村議員から収支報告書の訂正届が提出され、当該額について支出額から削除されていることから、政務調査費の返還を求める請

求には理由がないものと判断した。

以上のことから、中村議員について請求人が摘示した事項に係る35,000円については請求の理由がないものと判断した。

大見光男議員

ア 調査研究費

請求人が「極めて不自然な支出である。青森～東京間の交通費の計上はされておらず、議員以外による支出が計上されている可能性がある。」とした平成20年4月17日の「道路特定財源大会調査」について、大見議員から提出されている収支報告書等を確認したところ、4月17日に大間から函館までフェリーで、函館から東京までを航空機で移動し、東京でタクシー利用後、東京から函館まで航空機で移動し、函館に宿泊したものであることを確認した。また、4月17日の函館～東京間の往復航空運賃については6月10日に支払したとして計上されており、当該支出について不自然な点はないことを確認した。

また、「道路特定財源大会調査」について大見議員に関係人調査を実施したところ、国及び国会議員から制度運用の課題及び整備方針が示され地域の道路整備の参考とし、大会を通じて道路整備の必要性と本県の整備が遅れている現状を認識したとの回答があった。

このため、当該活動については調査研究活動の実質がない大会等参加であると認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

以上のことから大見議員について請求人が摘示した事項に係る12,090円については請求の理由がないものと判断した。

中谷純逸議員

ア 調査研究費

請求人が極めて不自然であるとした平成20年5月12日の支出について中谷議員から提出されている収支報告書等を確認したところ、平成20年4月1日に財政改革調査に伴いホテル青森に宿泊した宿泊費及び平成20年4月11日に地域再生政策調査に伴い東京に宿泊した宿泊費について、支払が平成20年5月12日に行われたものであり、同日の新幹線建設促進期成会出席のためのガソリン代とは関連がないことを確認した。このことから、当該支出について不自然な点はないと認められる。

以上のことから中谷議員について請求人が摘示した事項に係る23,600円については請求の理由がないものと判断した。

工藤兼光議員

ア 調査研究費

請求人が使途基準に合致しないとして摘示した事案について工藤議員に関係人調査を行ったところ、次のとおり回答があった。

(ア) 平成20年4月17日の「道路特定財源の要請」については、衆議院会館において木村代議士に対し地元の道路事情を説明のうえ、今後の整備方針について意見交換及び情報収集を行った。

(イ) 平成20年5月28日の「水産振興の要請活動」については、衆議院会館及び農林水産省において木村代議士及び水産庁長官に対し、国の水産業燃油高騰緊急対策に本県日本海側の底立で網漁業者が合致しないため、底立で網漁業者に対する燃油高騰対策について、情報収集及び意見交換を行った。

(ウ) 平成20年12月11日の「農業振興の要請活動」については、農林水産省において木村代議士及び石破農林水産大臣に対し、霜・雪の被害を受けた本県産りんごを原料としたジャム加工品の販路等の対策を要請し、本県の農業振興について意見交換及び情報収集を行った。

このことから、これらの活動については、調査研究活動の実質がない単なる陳情であるとは認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

以上のことから、工藤議員について請求人が摘示した事項に係る143,580円については請求の理由がないものと判断した。

相川正光議員

ア 調査研究費

請求人が使途基準に合致しないとして摘示した事案について相川議員に関係人調査を行ったところ、次のとおり回答があった。

(ア) 平成20年5月12日の「新幹線建設促進期成」については、東北新幹線全線開通に伴う地域振興調査を目的として情報収集を行った。

(イ) 平成20年6月30日の「津軽横断道路建設促進」については、津軽横断道路が地域の活性化に果たす役割の調査を目的として、当該道路の整備状況と地域振興について情報収集を行った。

(ウ) 平成20年6月26日の「町陳情同席」については、平成20年4月から6月の降霜・降雪被害調査及び農家支援調査を目的として、鶴田町の県への陳情に同席し、当該被害に関する情報収集及び県執行部と意見交換を行った。

(エ) 平成20年10月8日の「鶴田町要望活動同席」については、平成20年9月26日から27日に発生した降雪被害調査及び対策調査を目的として、鶴田町の県への要望活動に同席し、当該被害に関する情報収集及び県執行部と意見交換を行った。

(オ) 平成20年6月2日の「県立保健大学式典」については、県立保健大学が地域に果たす役割調査を目的として、式典出席に際し、県立保健大学の栄養学科開設に伴う情報収集と、学校関係者と意見交換を行った。

(カ) 平成20年8月26日の「県戦没者追悼式」については、戦没者遺族に対する援護活動の調査を目的として、式典出席により遺族の現状を認識するとともに援護活動に対する情報収集を行った。

(キ) 平成20年10月5日の「県山川海感謝祭」については、山、川及び海の再生・保全に関する調査を目的として、感謝祭に参加し、情報収集と感謝祭参加者と意見交換を行った。

このことから、これらの活動については、調査研究活動の実質がない大会等参加や単なる陳情であるとは認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

イ 資料購入費

請求人が無駄な支出であった平成20年6月23日に購入した青森県職員録2冊については、相川議員から議員控室及び自宅兼事務所において使用するためとの回答があった。

職員録の使用形態を考慮すると、使用箇所毎に購入することが合理性を欠いた違法・不当な支出であるとはいえないと判断した。

また、請求人が摘示した平成20年6月24日支出の新聞購読料のうち平成21年4月及び5月分の5,250円並びに平成21年2月20日支出の新聞購読料9,450円については、相川議員から平成22年8月4日付けで訂正届による収支報告書等からの削除がなされており、平成22年8月11日付けで当該政務調査費の返納がなされたことから、政務調査費の返還請求を求める請求には理由がないものと判断した。

以上のことから、相川議員について請求人が摘示した事項に係る13,250円については請求の理由がないものと判断した。

熊谷雄一議員

ア 資料購入費

請求人が無駄な支出であった平成20年6月23日に購入した青森県職員録2冊については、熊谷議員に係る人調査を行ったところ、議員控室及び事務所において使用することの回答があった。

職員録の使用形態を考慮すると、使用箇所毎に購入することが合理性を欠いた違法・不当な支出であるとはいえないと判断した。

以上のことから、熊谷議員について請求人が摘示した事項に係る1,000円については請求の理由がないものと判断した。

岡元行人議員

ア 調査研究費・人件費

請求人が使途基準に合致しないとして摘示した事案について岡元議員に係る人調査を行ったところ、平成20年5月12日の「新幹線促進期成会」については、県政の重要な政策課題である東北新幹線全線開業に向けた取り組みについての調査を目的に、新幹線工事の進捗状況や諸課題について情報収集を行い、開業効果の全県への波及方法や並行在来線の安定経営等の課題を認識したとの回答があった。

このため、当該活動については調査研究活動の実質がない大会等参加であるとは認められず、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、岡元議員について請求人が摘示した事項に係る12,750円については請求の理由がないものと判断した。

三橋一三議員

ア 調査研究費

請求人が使途基準に合致しないとして摘示した事案について三橋議員に係る人調査を行ったところ、次のとおり回答があった。

(ウ) 平成20年4月17日の「道路特定財源国会要請」については、衆議院会館において木村代議士に対し地域における道路の必要性及び道路特定財源の必要性、今後の道路整備に与える影響等について意見交換を行った。

(イ) 平成20年5月12日の「新幹線建設促進期成会」については、東北新幹線全線開業に向けた取組みと新青森駅の整備状況等の調査を目的とし

て、最新の状況把握及び関係機関との意見交換を行った。

(ウ) 平成20年5月27日及び28日の「農林防衛国会要請」については、農林水産省において同省職員と津軽地域の農業振興改革に関する意見交換をしたものであり、また、防衛省において同省職員と西海岸の防衛強化並びにXバンドレーダーの運用に伴う地域振興及び安全対策等について意見交換した。

このことから、これらの活動については、調査研究活動の実質がない大会等参加や単なる陳情であると認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

イ 資料購入費

請求人が使途基準に合致しない支出とした資料購入費について、三橋議員から提出されている収支報告書等を確認したところ、平成20年8月22日支出の「石井康治遺作集」購入及び平成20年11月6日支出の「フェルメール画集」購入について、県立美術館の企画展提案のための購入であると記載されており、政務調査費としての使途基準に合致した支出であると判断した。また、平成21年3月16日支出の「津軽百年食堂等」購入については、購入した書籍が確認でき、一般的に娯楽性が高いと認められる書籍ではないことから、使途基準に合致しない違法・不当な支出とはいえないと判断した。

以上のことから、三橋議員について請求人が摘示した事項に係る144,355円については請求の理由がないものと判断した。

丸井裕議員

ア 調査研究費

請求人が使途基準に合致しないとして摘示した事案について丸井議員に関係人調査を行ったところ、次のとおり回答があった。

(ア) 平成20年4月17日及び18日「道路特定財源を求める国会議員への陳情要望」については、議員会館において江渡代議士と地域の道路事情と今後の整備方針及び道路特定財源について意見交換した。

(イ) 平成20年5月12日の「青森県新幹線促進期成会」については、新幹線全線開業について事業経過と今後の計画について把握することにより、観光に開業効果を十分に反映させる戦略を練ることを目的に、新幹線開業について情報収集、意見交換を行った。

(ウ) 平成20年5月19日の「信号機設置について知事への陳情」については、県庁において知事及び交通部長に対し、地域住民の要望に基づき交通状況を説明し、信号機設置要望に係る意見交換をした。

(エ) 平成20年8月26日の「戦没者追悼式」については、県が実施している戦没者遺族に対する後援の状況確認を目的として、戦没者遺族の状況発表を聞いた。

このことから、これらの活動については、調査研究活動の実質がない大会等参加や単なる陳情であると認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

イ 資料購入費

請求人が使途基準に合致しないとした平成20年10月30日支出の「地方議員あいさつ例文集」購入については、購入した図書が確認でき、一般的に娯楽性が高いと認められる書籍ではないことから、使途基準に合致しない違法・不当な支出とはいえないと判断した。

以上のことから、丸井議員について請求人が摘示した事項に係る90,110円については請求の理由がないものと判断した。

小松山吉紀議員

ア 調査研究費

請求人が使途基準に合致しないとして摘示した事案について小松山議員に関係人調査を行ったところ、次のとおり回答があった。

(ア) 平成20年4月9日の「宮農大大学校入校式」については、農畜産業の現状と振興策の調査を目的として、農業後継者の現状を把握し、今後県が目指す後継者育成策の情報収集及び農畜連携の現状についての意見交換を行った。

(イ) 平成20年7月3日の「県庁へ基地周辺要望等について」は、県庁において知事に対し、これ以上の基地強化を望まないこと、民生安定事業のさらなる推進、米軍人の教育及び地位協定改定について意見交換を行った。

(ウ) 平成20年8月30日の「第二みちのく道、下北縦貫道の早期実現について要望」については、県庁において担当職員に対し、みちのく有料道路料金の徴収期間延長についての地域からの意見並びに第二みちのく道及び下北縦貫道路の早期実現の要望について意見交換した。

(四) 平成20年4月16日及び17日の「特定財源復活緊急全国」については、地方にあっては道路整備は公共事業として雇用の確保、経済の振興等に不可欠であることから財源確保を目的として参加し、大会前に議員会館で江渡衆議院議員に面談し、地元の声を支え支援を要請するとともに、課題及び整備方針について情報収集し、大会に参加し、本県の道路整備の遅れとその必要性を認識した。

このことから、これらの活動については、調査研究活動の実質がない大会等参加や単なる陳情であるとは認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

以上のことから、小松山議員について請求人が摘示した事項に係る52,140円については請求の理由がないものと判断した。

榊引ユキ子議員

ア 調査研究費・研修費

請求人が使途基準に合致しないとして摘示した事案について榊引氏に係る人調査を行ったところ、次のとおり回答があった。

(ア) 平成20年5月12日の「新幹線建設促進期成会」については、新幹線建設の整備状況を把握し、県民への情報提供のために情報収集をすることを目的として、各地域からの要望、県内の観光・商業への影響等について情報収集を行った。

(イ) 平成20年8月26日の「県戦没者追悼式」については、戦没者の援護あるいは課題を調査し、各市町村における戦没者慰霊祭の継続が難しくなっていることや戦争に対する意識及び課題への取り組みを考えた。

(ウ) 平成20年11月6日の「北方領土県民大会」については、北方領土に対する認識の高まりを拡大し、返還運動の継続を実施するための情報収集を目的として、当該問題に長く関わってきた人々から情報収集した。

(エ) 平成20年4月17日の「道路特定財源調査」については、大会に参加し、地方の道路整備の重要性、制度運用にあたっての課題について情報収集し、地方にあっては道路は福祉の道路あるいは生命を守る道路として、更に充実していかなければならないことを確認した。

(オ) 平成20年10月18日の「ほほえみづくり県民大会」については、県の事業の拡大に向けた調査を目的として、笑みによる子育て、教育、家庭内に与える影響の大きさ等について情報収集を行った。

このことから、これらの活動については、調査研究活動の実質がない大会等参加であるとは認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

以上のことから、榊引議員について請求人が摘示した事項に係る55,085円については請求の理由がないものと判断した。

夏堀浩一議員

ア 調査研究費

請求人が使途基準に合致しないとして摘示した事案について夏堀議員に係る人調査を行ったところ、平成20年5月12日の「新幹線建設促進期成会」については、青森県にあっては重要施策である東北新幹線の全線開業について、その整備状況や新青森駅開業に向けての建設スケジュール等の調査及び情報収集を目的に、新幹線建設促進期成会に参加することにより、新幹線の整備状況や新青森駅開業に向けての建設スケジュールの情報収集と、建設促進に係る大会発表者の意見を聞くことにより見聞を広めることとしたとの回答があった。

このため、当該活動については調査研究活動の実質がない大会等参加であるとは認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

イ 資料購入費

請求人が無駄な支出であったとして平成20年6月23日に購入した青森県職員録3冊については、夏堀議員から調査研究等の際に県職員と即座に連絡をとれるよう議員控室、事務所及び自宅において使用するためとの回答があった。

職員録の使用形態を考慮すると、使用箇所毎に購入することが合理性を欠いた違法・不当な支出であるとはいえないと判断した。

以上のことから、夏堀議員について請求人が摘示した事項に係る7,000円については請求の理由がないものと判断した。

② 工藤貞康議員

ア 調査研究費

請求人が使途基準に合致しないとして摘示した事案について工藤議員に係る人調査を行ったところ、次のとおり回答があった。

(ア) 平成20年10月28日の「減反補助に関する調査・要望」については、県

庁及び江渡代議士事務所において県庁職員及び江渡代議士秘書に対し、平成20年10月22日政府追加対策として米の生産調整に協力した農家に対し「転作促進協力金」を盛り込む方針が出され、「産地づくり交付金」とともに農家の収入減を補うものとしているが、市場価格に対し水準が下回るものであり、農家に対しての支援活動が不十分との見方もあることから、それに対しての調査と手堅い支援を要望する旨の活動を行った。

(イ) 平成20年12月16日の「原燃に関する情報収集・要望」については、江渡代議士事務所及び大島代議士事務所において、江渡代議士秘書及び大島代議士秘書と原燃に関する地域振興等について意見交換を行った。

(ロ) 平成21年1月10日の「農業振興に関する情報収集・要望」については、弘前市において支援者、農業関係者及び木村代議士と二次補正予算枠に地方を活性化するための手厚い景気対策はあるものか、国民の暮らしを支える一次産業を推進する適切な手段を早急に打つ必要があるとの情報とそれに対しての国への要望について意見交換を行った。

(ハ) 平成21年1月28日の「農地利用・ポクターヘリに関する情報収集・要望」については、おいらせ町及び大島代議士事務所において、農業生産者及び大島代議士秘書と冬期農地利用、農業政策及びポクターヘリの利用状況等について意見交換を行った。

このことから、これらの活動については、調査研究活動の実質がない単なる陳情であるとは認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

なお、請求人はこれらについて、要望活動が含まれており全額に政務調査費を充当することは使途基準に合致せず、少なくとも2分の1に按分すべきであるとしているが、これら要望と行政調査は一体のものとして行われるものであり、要望分と行政調査分をわけて判断すべき理由はない。

イ 資料購入費

請求人が本件政務調査費の期間外の購読料が含まれているとした平成20年5月22日支出の「デリー新聞購読料」については、支出があった月の属する年度で整理するとしたマニュアルに従った支出であり、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

以上のことから、工藤議員について請求人が摘示した事項に係る41,400円については請求の理由がないものと判断した。

② 高橋修一議員

ア 調査研究費

請求人が使途基準に合致しないとして摘示した事案について高橋議員に関係人調査を行ったところ、次のとおり回答があった。

(イ) 平成20年4月16日及び17日の「道路特定財源大会」については、安全で安心できるくらしの実現、地域格差の解消等を図るため、道路整備は青森県政にとって重要な課題と考え、暫定税率の維持、地方道路整備臨時交付金制度の継続を目的とする大会へ出席するとともに、国会議員へ要望活動を行うことを目的とし、地元国会議員と本県の道路行政の実情や、国における関係法案等について意見交換を行った。また、大会において、暫定税率が維持されない場合の影響や道路整備財源特別法が成立されない場合の影響などが示された。

(ロ) 平成20年5月1日及び2日の「新しい憲法を制定する推進大会、代議士意見交換」については、新憲法制定に向けて、地方自治のあり方について情報収集及び県議会一般質問内容について代議士との意見交換を目的として、大会を通じ、各政党の今後の地方自治のあり方等について情報収集を行い、県議会一般質問内容を踏まえ、本県が抱える諸課題等について代議士と意見交換を行う。

(ハ) 平成20年5月12日の「新幹線建設促進期成会総会」については、本県の長年の課題である東北新幹線全線開業について、その整備状況や開業対策等の調査研究を目的として、期成会参加により、整備状況や開業対策等について情報収集するとともに、新幹線施策に関し議員としての活動に繋げることが可能となる。

(ニ) 平成20年6月2日の「県立保健大学記念式典・講演」については、県立保健大学の運営状況についての情報収集及び今後の医療、看護施策等についての調査研究を目的とし、大会とともに講演会に参加することにより、情報収集を行う。

(ホ) 平成20年7月22日の「高校教育改革に関する要望活動」については、県庁において、教育長及び県教育委員会執行部と高等教育改革第三次実施計画について意見交換を行う。

(ヘ) 平成20年9月23日の「青森県民文化祭式典」については、県民文化祭の開催についての調査研究を目的とし、青森県民文化祭総合フェスティ

パル式典及び公演に参加し、県民の芸術文化活動の発表の機会の提供について調査し、県内各地の分野別フェスティバルの開催状況について情報収集を行う。

(四) 平成20年10月15日及び16日の「青森県私学振興大会・私学助成に関する意見交換」については、私学教育振興の充実発展と経常費助成等についての情報収集を目的とし、大会参加により、私学が抱えている教育振興上の諸問題や保護者負担のあり方等について情報収集を行う。

(ウ) 平成21年1月7日の「保証・融資対象業種に関する要望活動」については、県庁副知事室において、蝦名副知事及び県執行部と信用保証対象外業種指定及び公的融資対象外業種指定について意見交換を行う。

このことから、これらの活動については、調査研究活動の実質がない大会等参加や単なる陳情であるとは認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

なお、請求人は平成20年4月17日支出の宿泊費1万97933円について、青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条列に定める甲地方における1泊当たり宿泊費1万7700円を上回る金額となっていることから目的外支出が含まれていることとなる旨主張しているが、マニュアルでは宿泊費については実際に支払った金額によることとされており、政務調査費については当該条列を適用させなければならないとする定めがないこと、また、当該甲地方における宿泊費と比しても著しく高額とも認められないことから、違法・不当とは認められないと判断した。

以上のことから、高橋議員について請求人が摘示した事項に係る166,582円については請求の理由がないものと判断した。

㊸ 自由民主党会派所属議員ら

ア 調査研究費

請求人は、自由民主党会派において平成21年1月19日に支出されている旅費に含まれる、品川プリンスホテル宿泊代は、青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条列に定める甲地方における1泊当たり宿泊費1万7700円を上回る2万2200円となっていることから目的外支出が含まれていることとなる旨主張している。しかし、前述のとおりマニュアルでは宿泊費については実際に支払った金額によることとされていること及び当該甲地方における宿泊費と比しても著しく高額とも認められない

ことから、違法・不当とは認められないと判断した。

また、請求人は当該旅費請求書の日付が2008年1月16日付けとなっていることから別件の旅行に関する請求書である可能性を指摘しているが、自由民主党会派から提出されている収支報告書等を確認したところ、そのような事実は認められなかった。

イ 資料購入費

請求人は、毎月計上している時刻表購入費は使途基準に合致する支出としない旨主張しているが、議会事務局長に対する調査及び議長に対する関係人調査並びに自由民主党会派から提出されている収支報告書等の確認により、会派に属する議員の県内外調査の交通手段や列車等の運行時刻を確認するため必要な資料として、毎月発行される最新の時刻表を毎月1冊購入しているものであり、使途基準に合致しない支出とは認められないと判断した。

ウ 事務費

請求人が使途基準に合致しない支出とした平成21年3月31日支出の「清算時振込手数料」については、議会事務局長に対する調査及び議長に対する関係人調査並びに自由民主党会派から提出されている収支報告書等の確認により、所属会派としての調査研究に係る経費は各議員が応分の負担を会派に対して支出し、会派において残余金が生じた場合、各議員に返還することとなっており、その精算及び返金に係る振込手数料であることから、使途基準に合致しない支出とは認められないと判断した。

以上のことから、自由民主党会派について請求人が摘示した事項に係る2,410,950円については請求の理由がないものと判断した。

㊹ 山内正孝議員

ア 調査研究費

請求人が「議員が行う県の事務及び地方財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費」に該当しないとした平成21年1月28日の「皇太子特別奉送迎他」について山内議員に関係人調査を行ったところ、県立屋内スキー場の建設誘致にかかわる諸問題の調査を目的として、県内唯一の公式イベントである八戸長根リンクの状況について、団体スケート大会の開催に当たり、長根リンクが競技会に耐えられるのか・フロンタスのストッカ量はどの程度か・大会運営に支障はないのか等々の実地調査を

行ったとの回答があった。

このため、当該活動については調査研究活動の実質がないとは認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

イ 事務所費

請求人が本件政務調査費の期間外債務に対する支出が含まれているとした平成20年4月28日支出の「水道代3 - 4月分」及び平成21年3月31日支出の「家賃4月分」については、支出があった月の属する年度で整理するとしたマニュアルに従った支出であり、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

ウ 事務費

請求人が本件政務調査費の期間外のものであり目的外支出というべきであるとした平成20年4月7日付けの「電話代3月分」については、支出があった月の属する年度で整理するとしたマニュアルに従った支出であり、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

以上のことから、山内議員について請求人が摘示した事項に係る24,710円については請求の理由がないものと判断した。

⑳ 松尾和彦議員

ア 調査研究費

請求人が「議員が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究及び調査委託に要する経費」に該当するといえないことは明らかであるとした平成21年1月28日の「皇太子特別送迎」について、松尾議員に關係人調査を行ったところ、警備体制についての調査を目的として、冬季国体のために採集されている皇太子に敬意を表しながら、その警備体制について現場での対応を含めて調査したもので、大臣クラスの警備体制についても金属探知機の使用から建物周辺の安全確保まで行うが、日本の象徴としての宮家・皇太子への県警や施設管理者の対応を今後の要人安全確保の観点から視察及び特別送迎を行ったものである。また、当日は三八地域県民局や階上町にそれぞれ調査に赴いているため若干多めにガソリン代が計上になっるとの回答があった。

このため、当該活動については調査研究活動の実質がないとは認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

以上のことから、松尾議員について請求人が摘示した事項に係る2,500円

については請求の理由がないものと判断した。

㉑ 畠山敬一議員

ア 調査研究費

請求人が使途基準に合致しないとして摘示した事案について畠山議員に關係人調査を行ったところ、平成20年7月9日の「知事に対する要請活動」については、県庁において、地域住民が知事に対し要望書を提出する機会に同席し、要望書の内容に関し知事と意見交換したものであるとの回答であった。

このため、当該活動については調査研究活動の実質がない単なる陳情であるとは認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

イ 資料購入費

請求人が目的外支出であるとした平成20年6月17日に購入した青森県職員録4冊については、畠山議員から提出されている収支報告書等を確認したところ、議会控室、事務所及び自宅1階及び2階に常備するためとの記載があった。

職員録の使用形態を考慮すると、使用箇所毎に購入することが合理性を欠いた違法・不当な支出であるとはいえないと判断した。

ウ 事務所費

請求人が目的外支出であるとした平成21年3月23日支出の「事務所家賃09.4月分」及び「事務所来客用駐車場09.4月分」については、支出があった月の属する年度で整理するとしたマニュアルに従った支出であり、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

以上のことから、畠山議員について請求人が摘示した事項に係る62,795円については請求の理由がないものと判断した。

㉒ 諏訪益一議員

ア 調査研究費

請求人が使途基準に合致しないとして摘示した事案について諏訪議員に關係人調査を行ったところ、次のとおり回答があった。

(ア) 平成20年5月20日の「人体不思議展申し入れ」については、県庁において教育次長他關係職員に対し、「「人体の不思議展」に疑問を持つ会からの「問題点」についての県教委の見解を質し、意見交換を行った。

(イ) 平成20年 5月26日の「活断層申入れ」については、県庁において、県幹部職員に対し、東洋大学渡辺教授によって核燃料サイクル施設直下に活断層が存在する可能性が指摘された件で県の見解を質し、意見交換を行った。

(ウ) 平成20年 6月25日の「雹害等申し入れ」については、県庁において農林水産部長他関係職員に対し、平成20年 4月・5月・6月の霜・雹・雹害被害について、被害実態の把握や農家が営農意欲を失わず、生活を支援する対策について県の対応を質し、意見交換を行った。

(エ) 平成20年 9月16日の「中小業者の実態調査」については、県庁において商工政策課長他関係職員に対し、県商工団体連合会が中小業者の営業とくらしを守る6項目の要請を行った際に同席し、情報収集、意見交換、調査を行った。なお、収支報告書には「下北地域要求対県交渉」と記載していたが平成22年 8月 4日付けで訂正届により、「中小業者の実態調査」に訂正を行った。

(オ) 平成20年 9月22日の「青年雇用の実態調査」については、県庁において商工労働部長他関係職員に対し、10.5青年大集会あおもり実行委員会が知事宛に青年雇用対策を要請した際に同席し、意見交換を行った。なお、収支報告書には「青年雇用申入れ」と記載していたが平成22年 8月 4日付けで訂正届により、「青年雇用の実態調査」に訂正を行った。

(カ) 平成20年11月 6日の「無保険の子申し入れ」については、県庁において高齢福祉保険課長他関係職員に対し、全ての子どもに無条件で保険証を交付させる件で、県の見解を質し、意見交換を行った。

(キ) 平成20年12月22日の「雇用対策で知事要請」については、県庁において商工労働部長他関係職員に対し「派遣切り」、「雇い止め」の実態把握と是正について県の対策、見解を質し、意見交換を行った。

このことから、これらの活動については、調査研究活動の実質がない単なる陳情であるとは認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

以上のことから、諏訪議員について請求人が摘示した事項に係る419円については請求の理由がないものと判断した。

㊸ 古村一雄議員

ア 調査研究費

請求人が使途基準に合致しないとして摘示した事案について古村議員に関係人調査を行ったところ、次のとおり回答があった。

(イ) 平成20年 4月15日及び同27日の「再処理操業中止申し入れ」については、県庁において核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会と六ヶ所再処理工場の事故及びトラブルに係る安全性への疑問等について意見交換した後、関係課職員に対し、当該実行委員会と共に申し入れを行い意見交換した。

(ウ) 平成20年 8月29日の「大阪もんじゅグループ申し入れ」については、県庁において大阪もんじゅに反対するグループ及び核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会と六ヶ所再処理工場のガラス固化再試験への疑問（流下停止の原因究明）などについて意見交換した後、関係課職員に対し当該グループ及び委員会と共に申し入れを行い意見交換した。

(エ) 平成20年 9月17日の「アケテイテ試験に対する申し入れ」については、県庁において美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会及び核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会と六ヶ所再処理工場のガラス固化再試験への疑問（流下停止の原因究明、白金族の影響に関する徹底調査）などについて意見交換した後、関係課職員に対し当該会及び委員会と共に申し入れを行い意見交換した。

このことから、これらの活動については、調査研究活動の実質がない単なる陳情であるとは認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

イ 資料購入費

請求人が期間外であった平成20年 4月 2日支出の「3月分陸奥新報」については、支出があった月の属する年度で整理するとしてマニュアルに従った支出であり、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

また、請求人が使途基準に合致しないとした平成20年 8月22日支出の「故事ことわざ辞典」購入について、古村議員から提出されている収支報告書等を確認したところ、購入した書籍が確認でき、一般的に娯楽性が高いと認められる書籍ではないことから、使途基準に合致しない違法・不当な支出とはいえないと判断した。

ウ 事務所費・事務費

請求人が本件政務調査費の期間外債務に対する支出であり、使途基準に

合致しない支出というべきであるとした平成20年 4月14日支出の「3月分水道料」及び平成20年 4月14日支出の「3月分電話代」については、支出があった月の属する年度で整理するとして又マニュアルに従った支出であり、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

以上のことから、古村議員について請求人が摘示した事項に係る17,209円については請求の理由がないものと判断した。

㉘ 川村悟議員

ア 調査研究費

請求人が使途基準に合致しないとして摘示した事案について川村議員に関係人調査を行ったところ、次のとおり回答があった。

(フ) 平成20年 5月12日の「平成20年度青森県新幹線期成会総会」については、東北新幹線全線開業は県政の重要課題であり、期成会はその一翼を担っていることから、総会に出席することで、整備に関する最新の情報を収集し、今後の取り組み課題を整理することができた。

(ク) 平成20年11月17日の「津軽ダム着工式」については、津軽ダムの早期完成は県政の重要課題であり、ダム着工式に併せ建設現場の調査、ダム建設経緯の確認、事業の進捗情報を把握するなどの情報収集と今後の課題の整理ができた。

このことから、これらの活動については、調査研究活動の実質がない大会等参加であるとは認められず、使途基準に合致しない支出であるとはいえないと判断した。

以上のことから、川村議員について請求人が摘示した事項に係る3,500円については請求の理由がないものと判断した。

㉙ 一戸富美雄議員

ア 資料購入費

請求人が使途基準に合致しないとした平成21年 1月28日支出の「パソコン説明書」購入について、一戸議員から提出されている収支報告書等を確認したところ、購入した書籍が確認でき、一般的に娯楽性が高いと認められる書籍ではないことから、使途基準に合致しない違法・不当な支出とはいえないと判断した。

以上のことから、一戸議員について請求人が摘示した事項に係る2,380円については請求の理由がないものと判断した。

㉚ 奈良岡克也議員

ア 資料購入費

請求人が無駄な支出であるとした平成20年 6月18日支出の「青森県職員録」購入及び平成20年 8月22日支出の「青森市住宅地図」購入並びに請求人が使途基準を逸脱している支出であるとした平成20年 7月17日支出の「慣用語辞典」の購入について、奈良岡議員から提出されている収支報告書等を確認したところ、青森県職員録は議会議控室、自宅及び持ち運び用に購入するための記載があり、職員録の使用形態を考慮すると、使用箇所毎に購入することが合理性を欠いた違法・不当な支出であるとはいえないと判断した。

また、青森市住宅地図は東部版及び西部版の1組2分冊を購入した経費を按分率50%で計上したものであることが確認でき、請求人の主張は事実誤認であると判断した。

さらに、慣用語辞典については、購入した書籍が確認でき、一般的に娯楽性が高いと認められる書籍ではないことから、使途基準に合致しない違法・不当な支出とはいえないと判断した。

以上のことから、奈良岡議員について請求人が摘示した事項に係る26,045円については請求の理由がないものと判断した。

5 結論

以上のことから、請求人の請求については理由がないものと認め、これを棄却する。

第9 監査委員の意見

監査結果を踏まえて、青森県議会及び青森県議会事務局に対して以下の意見を付す。

政務調査費の執行については、今後とも、県民へ説明責任を果たすことが強く求められることから、政務調査費の内容及び使途を更に県民へわかりやすくし、透明性を高めていく必要がある。については、状況の変化も踏まえて、政務調査費の使途をより明確化するなど、透明性の向上に意を用いられたい。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭